

令和4年8月8日

佐賀労働局長  
重河 真弓 殿

佐賀地方最低賃金審議会  
会長 富田 義典

佐賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月6日付け佐労発基 0706 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の佐賀県最低賃金（時間額821円）は令和2年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域  
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり（令和4年10月2日）

佐賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 佐賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821円
- (3) 発効日 令和3年10月6日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成30年度
- (3) 生活保護費（令和2年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の佐賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,580円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和3年10月6日発効の佐賀県最低賃金の1か月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

$$821 \text{円（佐賀県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1か月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 116,578 \text{円}$$